

道路工事施行承認申請の手引き

1 道路工事とは

道路管理者以外の者が道路に関する工事または維持を行う場合、道路管理者の承認を必要とします。また、工事に要する費用は自己負担となります(道路法第 24 条及び第 57 条)。

杉並区道で道路工事を行う場合、道路管理者である杉並区に申請してください。

都道や国道について申請する場合は、各ホームページ等でご確認ください。

また、道路管理者の承認以外に交通管理者(警察署)の道路使用許可も必要になりますので、各所管警察署に申請してください。

2 申請手続きの流れについて

初めに工事内容について杉並土木事務所(成田東 3-17-30 電話番号 03-3315-4178)に相談してください。担当が不在の場合もありますので、電話での予約が必要です。

相談終了後杉並区役所土木管理課占用係に申請書類を提出してください。

申請手続きの流れについては表2をご覧ください。

表 1 杉並土木事務所 担当係

工事の種類	杉並土木事務所担当
L 形側溝に係る工事	道路維持担当
防護柵、道路反射鏡、道路標識、視覚障害者誘導用標示に係る工事	交通安全施設担当
街路灯に係る工事	街路灯担当
歩道の切り下げ、植栽帯撤去及び移設	道路維持担当
道路舗装の損傷復旧工事、道路拡幅工事	道路維持担当

表 2 申請手続きの流れ

土木事務所		土木管理課占用係		申請者		警察署
打合せ	…	…	…	打合せ ↓ 申請書作成 (3部) ↓ 申請書提出		
		申請書受理 ↓ 内容確認 ↓ (約2週間) ↓ 承認書交付	←			
			→	承認書受領 ↓ 道路使用許可申請書 提出	→	申請書受理 ↓ (中2日程度) ↓ 道路使用許可書 交付
				許可書受領 ↓ 工事着手の電話連絡 ↓ 工事着手～完了 ↓ 工事完了届を土木事務 所に提出	←	
確認	←	←	←			
完了届受理 ↓ 完了検査	← …	← …	← …	完了検査 ↓ 終了		

※道路使用許可申請の詳細については、各所管警察署にお問い合わせください。

3 必要書類

ホームページで「道路工事施行承認申請書」をダウンロードし、「道路工事施行承認申請書作成要領」を参考に必要事項をご記入ください。その他必要な添付書類につきましては、作成要領に記載してあるものをご用意ください。

添付書類の「構造図」はホームページからダウンロードできます。また、区役所の申請窓口でもお渡ししています。

隣地の道路が施工範囲に含まれる場合は、「同意書」が必要です。隣地の方の署名、押印のあるものを添付してください。

ご不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先

〈届出・申請に関すること〉

杉並区都市整備部土木管理課占用係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 電話番号:03-3312-2111

〈工事内容に関すること〉

杉並土木事務所

〒166-0015 杉並区成田東 3-17-30 電話番号:03-3315-4178